

## 第36号議案

### 使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

( 島根県手数料条例の一部改正 )

第1条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表30の項中第30号を第34号とし、第25号から第29号までを4号ずつ繰り下げ、同項第24号中「者」の次に「(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。)」を加え、同号を同項第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等の製造の開始後5年を経過することに適合性調査を受けようとする者(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	39,200円に医薬品等1品目につき300円として計算した額を加算した額
--	--------------------------------------

別表30の項第23号中「者」の次に「(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。)」を加え、同号を同項第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品等を製造しようとするときに適合性調査を受けようとする者(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	13,200円
---	---------

別表30の項中第22号を第24号とし、第11号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同項第10号中「者」の次に「(試験検査等を外部試験検査機関等において

行う場合を除く。 ) 」を加え、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 法第14条第6項の規定に基づく製造販売の承認の取得後5年を経過するごとに適合性調査を受けようとする者(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	39,200円に医薬品等1品目につき300円として計算した額を加算した額
--	--------------------------------------

別表30の項第9号中「者」の次に「(医薬品等(化粧品を除く。第12号及び第25号から第28号までにおいて同じ。))の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行う場合(以下この項において「試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合」という。))を除く。 ) 」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第14条第6項の規定に基づく製造販売の承認の申請をするときに適合性調査を受けようとする者(試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。)	13,200円
---	---------

別表41の項第1号中「(次号に該当する者を除く。 ) 」を削り、同号ア中「狩猟免許」を「網猟免許又はわな猟免許」に、「4,000円」を「3,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ ア以外の網猟免許又はわな猟免許	4,000円
-------------------	--------

別表41の項第1号にウ及びエとして次のように加える。

ウ 法第49条各号に掲げる者の第1	4,000円
-------------------	--------

種銃猟免許又は第2種銃猟免許 エ ウ以外の第1種銃猟免許又は第 2種銃猟免許	5,300円
--	--------

別表41の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表48の項の次に次の1項を加える。

48の2 通訳 案内士法関 係手数料	(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。）第18条の規定に基づく登録を受けようとする者	5,100円
	(2) 法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正を受けようとする者	4,000円
	(3) 法第24条の規定に基づく登録証の再交付を受けようとする者	4,000円

（島根県中山間地域研究センター条例の一部改正）

第2条 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表の備考第2号中「6月1日から9月30日まで」を「7月1日から8月31日まで」に、「前号」を「第1号」に改め、同号を同表備考第3号とし、同表備考第1号の次に次の1号を加える。

2 この表に定める使用時間以外の時間において施設を使用する場合（前号の規定の適用を受ける場合を除く。）の使用料の額は、1時間までごとに、この表の午後1時から午後5時までの欄に定める使用料の額の1時間当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（警察に関する手数料条例の一部改正）

第3条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の38の項を次のように改める。

38 道路交通法 （以下この項において「法」という。）第89条第1項の規定に基づく運転免許試験を受けようとする者	1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	
	(1) 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 1,850円
	(2) 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,000円
	(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 4,950円 （法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、8,650円）
	2 普通自動車免許に係る試験	
	(1) 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,100円
	(2) 法第97条の2第1項	1件につき 2,050円

	<p>第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p> <p>3 特定第1種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動2輪車免許、普通自動2輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験</p> <p>(1) 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(2) 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>1件につき 2,400円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,400円)</p> <p>1件につき 2,000円</p> <p>1件につき 2,950円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合に</p>
--	---	---

		あつては、4,600円)
4	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,050円
(2)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 1,650円
5	大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき 2,000円
(2)	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	1件につき 4,500円 (法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円)
6	仮運転免許に係る試験	
(1)	法第97条の2第1項第2号に該当して同項	1件につき 2,000円

	の規定の適用を受ける 場合	
(2)	法第97条の2第1項 第4号に該当して同項 の規定の適用を受ける 場合	1件につき 1,650円
(3)	法第97条の2第1項 の規定の適用を受けな い場合	1件につき 3,100円 (法第97条第1項第2 号に掲げる事項につい て行う試験を公安委員 会が提供する自動車 を使用して受ける場合 にあっては、4,750円)

別表第1の38の2の項中「大型自動車仮運転免許」の次に「又は中型自動車仮運転免許」を加え、「2,550円」を「3,950円」に、「3,650円」を「7,650円」に改め、同表39の項中「2,800円」を「3,350円」に改め、同表43の項の1を次のように改める。

1	大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	1件につき 24,700円
---	------------------------------------	---------------

別表第1の43の項の3の区分の欄中「大型自動車第2種免許又は」を「大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は」に改め、同項の3の手数料の額の欄中「22,050円」を「22,450円」に改め、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1件につき	14,100円
-----------------------	-------	---------

別表第1の45の項の1を次のように改める。

1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1件につき	15,650円
------------------------------	-------	---------

別表第1の45の項の3の区分の欄中「大型自動車第2種免許又は」を「大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は」に改め、同項の3の手数料の額の欄中「12,550円」を「13,300円」に改め、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1件につき	9,500円
-----------------------	-------	--------

別表第1の46の項の2の手数料の額の欄中「3,000円」を「3,550円」に改め、同表49の項の4及び5を次のように改める。

4 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習		
(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間につき	4,700円
(2) 普通自動車免許に係る講習	講習1時間につき	2,450円
5 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習		
(1) 大型自動2輪車免許	講習1時間につき	



に係る講習	4,200円
(2) 普通自動2輪車免許 講習1時間につき	
に係る講習	4,100円

別表第1の49の項の6の手数料の額の欄中「4,100円」を「1,350円」に改め、同項の7の手数料の額の欄中「1,200円」を「3,150円」に改め、同項の8の手数料の額の欄中「1,350円」を「1,200円」に改め、同項の9を削り、同項中10を9とし、11から14までを10から13までとし、同表64の4の項の次に次のように加える。

64の5 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者	1件につき 3,600円
64の6 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定によ	1件につき 1,500円

る届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者		
64の7 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者		1件につき 1,000円

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

審査細目	区 分	技能検定員審査の手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,950円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	1,350円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	4,600円

2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	7,050円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,750円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第1種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能	1,950円

	検定員審査	
	特定第1種運転免許に係る 技能検定員審査	2,050円
6 自動車の運転 技能の評価方法 に関する知識	大型自動車免許又は中型自 動車免許に係る技能検定員 審査	2,200円
	普通自動車免許に係る技能 検定員審査	2,000円
	特定第1種運転免許に係る 技能検定員審査	2,000円
	大型自動車第2種免許等に 係る技能検定員審査	3,200円
7 道路運送法 (昭和26年法律 第183号)第2 条第3項に規定 する旅客自動車 運送事業及び自 動車運転代行業 の業務の適正化 に関する法律第 2条第1項に規 定する自動車運 転代行業に關す る法令について の知識	大型自動車第2種免許等に 係る技能検定員審査	2,750円
備考		

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の43の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の43の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第1種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区分	教習指導員審査の手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	特定第1種運転免許に係る	1,350円

	教習指導員審査	
	大型自動車第2種免許等に 係る教習指導員審査	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員 審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習 指導員審査	1,350円
	特定第1種運転免許に係る 教習指導員審査	1,300円
	大型自動車第2種免許等に 係る教習指導員審査	2,000円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員 審査	1,250円
	普通自動車免許に係る教習 指導員審査	1,250円
	特定第1種運転免許に係る 教習指導員審査	1,250円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員 審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習 指導員審査	1,250円
	特定第1種運転免許に係る 教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所	大型自動車免許又は中型自	1,450円

に関する法令についての知識	動車免許に係る教習指導員審査	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第1種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査	2,750円
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に		

掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の45の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の45の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第1種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

( 島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正 )

第4条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けられる場合 厚生労働省労働基準局長が定めた労災診療費算定基準により算定した額

(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による療養の給付を受けられる場合 知事が地方公務員災害補償基金と協議して定める額

第2条第2項に次の2号を加える。



(5) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある療養の場合  
健康保険点数表により算定した点数1点につき15円として計算した額及  
び食事療養の費用額算定表により算定した額に100分の150を乗じて計算し  
た額

(6) 前各号に掲げる場合以外の場合 健康保険点数表により算定した点数1  
点につき10円50銭として計算した額及び食事療養の費用額算定表により算  
定した額に100分の105を乗じて計算した額

（島根県立体育施設条例の一部改正）

第5条 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のよう  
に改正する。

別表第2の2の表電气得点板の項中「2,300円」を「160円」に改める。

（島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正）

第6条 島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）の一部  
を次のように改正する。

別表の2の(1)のアの表中

「

和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------

」

を

「

第5研修室	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480
和室研修室	590	780	780	1,370	1,570	2,170

」

に改め、別表の2の(1)のイの表中

「

パソコン室	貸切りの場合	1,480	1,980	1,980	3,480	3,980	5,480
	貸切りでない 場合（1人に つき）	400	550	550	940	1,100	1,490

」

を削る。

( 島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正 )

第 7 条 島根県農業技術センター分析等手数料条例 ( 昭和 26 年島根県条例第 67 号 ) の一部を次のように改正する。

別表 1 の表の見出し中「に関する分析」を「に関する分析等」に改め、同表

中 「

分析の種類	分析の内容
-------	-------

」を

「

分析等の種類	分析等の内容
--------	--------

」に改め、同表 1 の項第

7 号中「、乾土効果、温度上昇効果」を削り、同表 5 の項を次のように改める。

5 その他	(1) 成績書の複本の交付	1 通につき 720円
	(2) その他の分析	1 試料 1 項目につき 2,360円

別表 2 の表 1 の項第 6 号を削り、同表 3 の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

( 島根県立農業大学校条例の一部改正 )

第 8 条 島根県立農業大学校条例 ( 昭和 57 年島根県条例第 33 号 ) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「111,600円」を「118,800円」に改める。

第 7 条第 3 項中「15日」を「26日」に改め、「入学を許可された日の属する月に納付すべき額にあっては同日から同月末日まで、」を削り、「2月」を「、2月」に改める。

( 島根県家畜保健衛生所条例の一部改正 )

第 9 条 島根県家畜保健衛生所条例 ( 昭和 44 年島根県条例第 41 号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項を次のように改める。

3 ヨーネ病	
--------	--

(1) エライザ法による検査	1 頭につき	700円
(2) ヨーニン検査	1 頭につき	230円
(3) ヨーネ病培養検査	1 頭につき	980円

別表第 3 中 4 の項を 5 の項とし、 3 の項を 4 の項とし、 2 の項の次に次のように加える。

3 遺伝子学的検査	1 試料につき	900円
-----------	---------	------

別表第 4 中 3 の項及び 4 の項を削り、 5 の項を 3 の項とし、 6 の項から 9 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

( 島根県産業技術センター条例の一部改正 )

第10条 島根県産業技術センター条例 ( 平成13年島根県条例第49号 ) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「使用者は使用料を、」を「使用者又は」に、「は手数料」を「( 以下「依頼者」という。 ) は、使用料又は手数料 ( 以下「使用料等」という。 ) 」に改め、同条第 2 項中「9,280円」を「9,530円」に改め、同条第 4 項中「使用料又は手数料 ( 以下「使用料等」という。 ) 」を「使用料等」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 使用料等は、使用者にあっては第 3 条第 1 項の承認を受けたときに、依頼者にとっては各種の分析等を依頼するときに、納付しなければならない。ただし、知事が別に納付期限を定めたときは、この限りでない。

別表中 「 

分析等の種類
--------

 」 を 「 

区 分
-----

 」 に改め、同表

第16号中「720円」を「780円」に、「480円」を「570円」に、「280円」を「330円」に、「610円」を「730円」に、「350円」を「420円」に改め、同号を同表第19号とし、同表第15号中「3,300円」を「3,480円」に、「1,780円」を「1,960円」に改め、同号を同表第17号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

18 試料の調製	1 件につき	5,080円以内で知事が定める額
----------	--------	------------------

別表第14号中「9,280円」を「10,970円」に改め、同号を同表第16号とし、同表第13号中「7,400円」を「8,010円」に改め、同号を同表第15号とし、同表第12号中「16,440円」を「18,040円」に改め、同号を同表第14号とし、同表第11号中「18,190円」を「19,480円」に改め、同号を同表第13号とし、同表第10号を同表第12号とし、同表第9号中「21,860円」を「23,000円」に改め、同号を同表第11号とし、同表第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同表第5号中「6,090円」を「6,410円」に改め、同号を同表第7号とし、同表第4号中「106,190円」を「127,420円」に改め、同号を同表第6号とし、同表第3号を同表第5号とし、同表第2号中「30,970円」を「32,930円」に改め、同号を同表第4号とし、同表第1号中「13,750円」を「14,310円」に改め、同号を同表第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

1 準備料	1 件につき	設備機器を使用する場合は、280円。分析等を行う場合は、560円
2 設備機器の使用 方法に係る指導	1 時間につき	3,380円

別表備考中第3号を第5号とし、同表備考第2号中「において、」の次に「設備機器の使用方法に係る指導又は」を加え、「分析等の時間に」を「当該時間に」に改め、同号を同表備考第4号とし、同表備考第1号中「分析等の種類」を「区分」に改め、同号を同表備考第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 3 この表において「試料の調製」とは、分析等に係る試料の粉碎その他の試料の形質を変更する処理をいう。

別表備考第2号の前に次の1号を加える。

- 1 この表において「準備料」とは、設備機器又は分析等に使用する機器の準備、試料の確認その他の設備機器又は分析等の準備に係る手数料を

いう。

( 島根県立高等技術校条例の一部改正 )

第11条 島根県立高等技術校条例 ( 昭和44年島根県条例第51号 ) の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「111,600円」を「118,800円」に改める。

( 島根県道路占用料徴収条例の一部改正 )

第12条 島根県道路占用料徴収条例 ( 昭和28年島根県条例第18号 ) の一部を次のように改正する。

別表中

「

その他のもの	A に 0.006 を乗じて得た額	A に 0.008 を乗じて得た額	A に 0.0063 を乗じて得た額	A に 0.0084 を乗じて得た額
--------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------

」

を

「

その他のもの	A に 0.006 を乗じて得た額	A に 0.008 を乗じて得た額	A に 0.0063 を乗じて得た額	A に 0.0084 を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	A に 0.018 を乗じて得た額		A に 0.0189 を乗じて得た額

」

に改める。

( 島根県立都市公園条例の一部改正 )

第13条 島根県立都市公園条例 ( 昭和49年島根県条例第45号 ) の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の(1)の表中

陸上競技に 利用する場 合	生徒・児童が 利用する場合	460円	700円	1,170円	180円
	その他の者が 利用する場合	2,360円	3,540円	5,910円	930円
その他の場 合（1面に つき）	生徒・児童が 利用する場合	310円	460円	780円	120円
	その他の者が 利用する場合	1,580円	2,360円	3,940円	630円

を

生徒・児童が利用する場合	310円	460円	780円	120円
その他の者が利用する場合	1,580円	2,360円	3,940円	630円

に改める。

（島根県建築基準法施行条例の一部改正）

第14条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、同表 1 の項の左欄に掲げる者（市の建築主事に対して申請しようとする者を除く。）は、受けようとする確認に係る計画が知事の構造計算適合性判定を要する建築物（以下「適合性判定建築物」という。）を含む場合は、同表の右欄に定める額に 1 の適合性判定建築物につき別表第 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を加算した額の手数料を納付しなければならない。

第11条に次の 1 項を加える。

2 法第18条第 2 項の規定に基づく通知に係る計画が適合性判定建築物を含む場合における当該通知をしようとする者は、 1 の適合性判定建築物につき別

表第 5 の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

第13条第 1 項中「及び法」を「、法」に改め、「に基づく完了検査」の次に「及び法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査」を加え、「又は完了検査の申請に係る手数料の額」を「、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の額（別表第 5 の右欄に掲げる額を除く。）」に、「第11条」を「第11条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第11条」を「第11条第 1 項」に改める。

別表第 4 の 4 の項第 1 号左欄中「(2)」の次に「及び(3)」を加え、同項第 2 号右欄中「区分」の次に「（中間検査を受けた場合にあっては、(2)の区分）」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。）	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 21,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 35,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 47,000円

キ 床面積の合計が、2,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 110,000円
ク 床面積の合計が、10,000平方メートルを超え、 50,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 180,000円
ケ 床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの	申請 1 件につき 370,000円

別表第 4 の 4 の項の次に次の 1 項を加える。

4 の 2 法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査を受けようとする者	
(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 9,000円
(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 11,000円
(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 15,000円
(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 20,000円
(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 33,000円
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 45,000円
(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	申請 1 件につき 100,000円
(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	申請 1 件につき 370,000円



方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	160,000円
(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	申請1件につき 330,000円

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第11条関係）

床面積の合計		手数料の額
構造計算の方法 が国土交通大臣 の認定を受けた プログラムによ るもの	1,000平方メートル以内のもの	159,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	193,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	211,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	262,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円
構造計算の方法 が国土交通大臣 の認定を受けた プログラム以外 のものによるも の	1,000平方メートル以内のもの	211,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	279,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	319,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	420,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	763,000円

備考 この表の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表41の項の改正規定 平成19年4月16日

(2) 第3条中別表第1に64の5の項から64の7の項までを加える改正規定 平成19年6月1日

(3) 第3条中前号に掲げる規定以外の規定 平成19年6月2日

(4) 第14条の規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

( 警察に関する手数料条例の一部改正に伴う経過措置 )

2 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下この項において「法」という。)附則第6条の規定により中型免許とみなされる法第4条の規定による改正前の道路交通法第84条第3項の普通自動車免許を受けている者及び法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者に対する第3条の規定による改正後の警察に関する手数料条例別表第1の規定の適用については、同表の46の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の49の項(法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る部分に限る。)中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

( 島根県立農業大学校条例の一部改正に伴う経過措置 )

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に島根県立農業大学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

( 島根県産業技術センター条例の一部改正に伴う経過措置 )

4 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正前の島根県産業技術センター条例第3条第1項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び同条例第5条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立高等技術校条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日において現に島根県立高等技術校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。